

千二百名近い参加のもとで 第二十六回横浜港大運動会

第二十六回横浜港大運動会

休日二回もの台風が接近し雨の日が続くなか、十一月に入り太陽が輝く天候に恵まれた五日・日曜日に、第二十六回横浜港大運動会が開催されました。

大運動会は、日の出と共に風が強く吹き寒さを感じるなかで、九時三十分からの大運動会がスタートしました。

開会式では、東海実行委員長長の挨拶後、お忙しいなか藤木横浜港運協会会長、伊東港湾局長の挨拶をいただきました。

また、大運動会には、多くの来賓の方々も参加され、港湾体操で体をほぐした後、競技種目をスタートしました。

競技では、幼児、児童、小学生の一年生を含めた「三〇メートル徒競走」、小学生から四年生までの「五〇メートル徒競走」、小・学五年生から中学生を含めた「八〇メートル徒競走」では小さい子供から、大きい子供達まで全力で走りこみすぎ、途中ころんでしまう子供も見受けられました。

続いて幼児、児童、小学生低学年が参加する、「パチンコ競走」では、子供たちからの要望で人気が高い「パチンコ競走」は、子供たちが「パチンコ」に向けて口だけ取らず一部手を使いながら、上位に入ろうと奮闘する姿が可愛らしさを演出していました。

「ウナギ掴み競走」では中学生以上が参加でき、家族総出でウナギをゲットする姿が盛り上がりを見せています。

午後よりの競技では、中学生以上が参加する「障害物競走」、大人の男性、女性に参加し競い合う「恋人探し」では夫婦で出場し、合言葉が違つたため別々の男女ペアでゴールするなど笑いを呼んだ場面も、「玉入れ」は紅白に別れて幼児、児童が、高い玉入れ袋に球を入れるために頑張り、最後は親が子供を抱えて親子で玉入れに汗をかいて奮闘、綱引きでは子供の部の大人の部に別れて、力を出して綱を引っ張り合い、なかなか勝負がつかない場面も見受けられました。

長距離走のあと昼食休憩を取り、子供達にはお菓子袋がふるまわれ、幼児、児童も親子でお菓子を抱えて喜ぶ姿が多く見受けられました。



午後よりの競技では、中学生以上が参加する「障害物競走」、大人の男性、女性に参加し競い合う「恋人探し」では夫婦で出場し、合言葉が違つたため別々の男女ペアでゴールするなど笑いを呼んだ場面も、「玉入れ」は紅白に別れて幼児、児童が、高い玉入れ袋に球を入れるために頑張り、最後は親が子供を抱えて親子で玉入れに汗をかいて奮闘、綱引きでは子供の部の大人の部に別れて、力を出して綱を引っ張り合い、なかなか勝負がつかない場面も見受けられました。

長距離走のあと昼食休憩を取り、子供達にはお菓子袋がふるまわれ、幼児、児童も親子でお菓子を抱えて喜ぶ姿が多く見受けられました。

午後よりの競技では、中学生以上が参加する「障害物競走」、大人の男性、女性に参加し競い合う「恋人探し」では夫婦で出場し、合言葉が違つたため別々の男女ペアでゴールするなど笑いを呼んだ場面も、「玉入れ」は紅白に別れて幼児、児童が、高い玉入れ袋に球を入れるために頑張り、最後は親が子供を抱えて親子で玉入れに汗をかいて奮闘、綱引きでは子供の部の大人の部に別れて、力を出して綱を引っ張り合い、なかなか勝負がつかない場面も見受けられました。

午後よりの競技では、中学生以上が参加する「障害物競走」、大人の男性、女性に参加し競い合う「恋人探し」では夫婦で出場し、合言葉が違つたため別々の男女ペアでゴールするなど笑いを呼んだ場面も、「玉入れ」は紅白に別れて幼児、児童が、高い玉入れ袋に球を入れるために頑張り、最後は親が子供を抱えて親子で玉入れに汗をかいて奮闘、綱引きでは子供の部の大人の部に別れて、力を出して綱を引っ張り合い、なかなか勝負がつかない場面も見受けられました。

午後よりの競技では、中学生以上が参加する「障害物競走」、大人の男性、女性に参加し競い合う「恋人探し」では夫婦で出場し、合言葉が違つたため別々の男女ペアでゴールするなど笑いを呼んだ場面も、「玉入れ」は紅白に別れて幼児、児童が、高い玉入れ袋に球を入れるために頑張り、最後は親が子供を抱えて親子で玉入れに汗をかいて奮闘、綱引きでは子供の部の大人の部に別れて、力を出して綱を引っ張り合い、なかなか勝負がつかない場面も見受けられました。

リレー随筆 瑠璃色の「ハマっ娘」 ～パイスターズ女子～



早いものでリレー随筆も、教宣委員(六名)の持ち回りです。今月号は、二回目を迎えました。前月号では、赤い曼珠沙華の記事が印象に残りましたので、今月号も色で攻めたいと思います。

早いものでリレー随筆も、教宣委員(六名)の持ち回りです。今月号は、二回目を迎えました。前月号では、赤い曼珠沙華の記事が印象に残りましたので、今月号も色で攻めたいと思います。



抽選会が行われ、番号を読み上げる毎に、ため息と歓声が沸き起こるなか、無事、第二十六回横浜港大運動会は終了しました。

保障のことなら **全労済** 全国労働者共済生活協同組合連合会



今号から最終章、第五章「争議行為の制限禁止等」(二六〇四三)の内容。この章は、労働組法の第260条第4項に基づき制定されたもので、労働組法の目的を達成するため、労働組法の施行に必要かつ合理的な範囲で、労働者の争議行為の自由を制限することを目的として制定されたものである。この章は、労働組法の施行に必要かつ合理的な範囲で、労働者の争議行為の自由を制限することを目的として制定されたものである。

労働関係調整法講座 ⑩

第五章 「争議行為の制限禁止等」 ①

この章は、労働組法の施行に必要かつ合理的な範囲で、労働者の争議行為の自由を制限することを目的として制定されたものである。この章は、労働組法の施行に必要かつ合理的な範囲で、労働者の争議行為の自由を制限することを目的として制定されたものである。